

会計年度任用職員(かまくらっ子発達支援サポーター)募集

鎌倉市こどもみらい部発達支援室では特別な支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、生活面及び安全面の介助を行うかまくらっ子発達支援サポーターを募集します。

身 分	地方公務員法第 22 条の2第1項に掲げる会計年度任用職員
職 種	かまくらっ子発達支援サポーター
募 集 人 数	10 名程度
勤 務 内 容	鎌倉市立小学校、中学校、及び市内の私立幼稚園、私立保育所等に在籍する特別な支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、生活面及び安全面の介助を行う。
応 募 資 格	1 かまくらっ子発達支援サポーター養成講座 フォローアップ講座を修了し、かまくらっ子発達支援サポーターの役割を理解した上で実働できる方。 2 学校介助員、まなびばサポーター、スクールアシスタント等、鎌倉市会計年度任用職員として勤務していない方。 ※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。 (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
任 用 期 間	採用日から令和8年(2026年)3月 31 日まで ※期間満了後、勤務状況を見て、最長、令和 12 年(2030年)3月31日まで継続して委嘱することがあります。
勤 務 日 数	月に 16 日以内
勤 務 日	配属先と調整して決定(原則、開校日、開園日とする。)
勤 務 時 間	午前8時 15 分から午後5時 15 分までの範囲内で4時間以内 ただし、午前7時から午後6時までのうち、発達支援室長が指定する時間になる場合があります。
勤 務 場 所	鎌倉市立小・中学校、鎌倉市内 私立幼稚園、私立保育所等
報 酬 額	時給 1,250 円

交 通 費	自宅から勤務地までが片道 2.0km 以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償、自転車等の場合は、使用距離に応じた額を支給)
休 暇	年次有給休暇等（勤務日数により付与）
加 入 保 険	公務災害補償の適用あり
申 込 方 法	所定の申込書に記入し、持参又は郵送してください。 <u>郵送の場合は「特定記録」など配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します。</u> <u>(郵送中の事故等による未着等については一切の責任を負いません。)</u> 〒248-0012 鎌倉市御成町 20-21 鎌倉市福祉センター1階 鎌倉市発達支援室 電話:0467-23-5130(平日の9時～12 時及び 13 時～17 時)
面 接 日	面接日時及び場所については、発達支援室からご連絡します。
選 考 内 容	書類審査(申込書記載内容)及び面接。
選 考 結 果	面接後、2週間程度で郵送にて連絡します。
合 格 か ら 採 用 ま で	1 合格者は、採用候補者名簿に登載され、登載日以降の採用となります。 2 採用候補者名簿登載の有効期限は、登載日から令和8年(2026年)3月 31 日までです。 3 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たに採用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します。(必ず採用があるとは限りません。) 4 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
そ の 他	受験の際に提出された書類はお返しできません。 詳細は、発達支援室までお問い合わせください。 TEL 0467(23)5130